新潟県市町村総合事務組合公報　号外

平成 30 年 3 月 30 日

新潟県市町村総合事務組合

目　　　　次

規　則　　ページ

5　新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ······ 1

6　新潟県市町村総合事務組合職員の退職管理に関する規則 ······ 3

7　新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則 ······ 9

訓　令

1　新潟県自治会館防火等管理規程の一部を改正する規程 ······ 9

公平委員会規則

1　新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 · 12

2　新潟県市町村総合事務組合職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 ··· 13

規　　　　則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

平成 30 年 3 月 30 日

新潟県市町村総合事務組合管理者　渡　邊　廣　吉

⑴　新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

（新潟県市町村総合事務組合規則第 5 号）

⑵　新潟県市町村総合事務組合職員の退職管理に関する規則

（新潟県市町村総合事務組合規則第 6 号）

⑶　新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

（新潟県市町村総合事務組合規則第 7 号）

新潟県市町村総合事務組合規則第 5 号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 16 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第 20 条　再任用職員以外の職員の成績率は、	（勤勉手当の成績率） 第 20 条　再任用職員以外の職員の成績率は、

当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。	当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
⑴　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　100分の110以上100分の180以下	⑴　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評点（確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　６月に支給する場合には100分の105以上100分の170以下、12月に支給する場合には100分の115以上100分の190以下
⑵　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　100分の98.5以上100分の110未満	⑵　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　６月に支給する場合には100分の93.5以上100分の105未満、12月に支給する場合には100分の103.5以上100分の115未満
⑶　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。）　100分の87	⑶　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。）　６月に支給する場合には100分の82、12月に支給する場合には100分の92
⑷　直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前６箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員　100分の87未満	⑷　直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前６箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員　６月に支給する場合には100分の82未満、12月に支給する場合には100分の92未満

２・３　（略）	２・３　（略）
第20条の２　再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。	第20条の２　再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。
⑴　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　100分の44.5以上	⑴　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　６月に支給する場合には100分の42以上、12月に支給する場合には100分の47以上
⑵　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の管理者の定める職員を除く。）　100分の41	⑵　直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の長の定める職員を除く。）　６月に支給する場合には100分の38.5、12月に支給する場合には100分の43.5
⑶　直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前６箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員　100分の41未満	⑶　直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前６箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の長の定める職員　６月に支給する場合には100分の38.5未満、12月に支給する場合には100分の43.5未満
２　（略）	２　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第６号

新潟県市町村総合事務組合職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の２及び第60条第４号から第６号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第２条　法第38条の２第１項の離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織

等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前５年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第３条　法第 38 条の２第１項の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の２第１項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第 38 条の２第１項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第４条　法第 38 条の２第２項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成 16 年条例第 22 号）第 14 条第 5 項第 2 号に規定する地方公社又は公庫等とする。

（退職手当通算予定職員）

第５条　法第 38 条の２第３項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第６条　法第 38 条の２第４項の地方自治法第 158 条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

⑴　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 168 条第１項に規定する会計管理者

⑵　新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第２号）第 11 条第３項に規定する事務局次長

⑶　新潟県市町村総合事務組合行政組織規則第 12 条第１項に規定する課長

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第７条　法第 38 条の２第４項の地方自治法第 158 条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の５年前の日より前に就いていた内

部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第８条　法第 38 条の２第５項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第９条　法第 38 条の２第６項第１号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第４条に規定する法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第 10 条　法第 38 条の２第６項第２号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第 11 条　法第 38 条の２第６項第６号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として管理者が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第 12 条　法第 38 条の２第６項第６号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（別記様式）に、次に掲げる事項を記載して管理者に提出しなければならない。

⑴　氏名

⑵　生年月日

⑶　離職時の職

⑷　再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

⑸　再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

⑹　離職前５年間（再就職者が法第 38 条の２第４項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

⑺　当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

⑻　当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の２第６項第６号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第 38 条の２第１項に規定する契約等事務をいう。）

⑼　当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の２第６項第６号の要求又は依頼の内容

⑽　その他参考となるべき事項

（離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条　法第60条第４号の離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第２条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第14条　法第60条第５号の地方自治法第158条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第６条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第15条　法第60条第５号の地方自治法第158条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第７条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条　法第60条第６号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第８条に定めるものとする。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

別記様式（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年　　月　　日

管理者　　　　　　　　　　　　　様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の２第６項第６号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　申請者

（ふりがな）（　　　　　　　　　　） 氏　　名	生年月日（年齢） 年　　月　　日生（　　歳）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先　TEL（　　－　　－　　）　FAX（　　－　　－　　）	
勤務先（営利企業等）の業務内容	

2　離職時及び離職前の状況

離職日　　年　　月　　日		離職時の職	
離職前5年間（※）の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

※申請者が地方公務員法第38条の２第４項に規定する職に就いていた場合にあっては，当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3　要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼 ☐ 該当する　　☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼 ☐ 該当する　　☐ 該当しない

4　要求又は依頼の対象となる役職員

氏　名（ふりがな）　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）	
所　属	職
職務内容	

5　要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

□ 電気，ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として管理者が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
□ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
□ 上記の２項目のいずれにも該当しない

6　要求又は依頼の具体的な内容

7　その他参考事項

管理者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 □ 承認 □ 不承認 □ 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年　　月　　日

新潟県市町村総合事務組合規則第７号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則（平成19年規則第４号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,130 円」を「105,290 円」に、「57,110 円」を「57,190 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,570 円」を「52,650 円」に、「28,560 円」を「28,600 円」に改める。

附　則

１　この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の規定は、平成30年４月１日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓　　　令

新潟県市町村総合事務組合訓令第１号

事務局

新潟県自治会館防火等管理規程の一部を改正する規程

新潟県自治会館防火等管理規程（平成18年訓令第５号）の一部を次のように改正し、平成30年４月１日から実施する。

平成30年３月30日

新潟県市町村総合事務組合管理者　渡　邊　廣　吉

改正後	改正前
新潟県自治会館防火・防災管理規程	新潟県自治会館防火等管理規程
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この規程は、法令その他別に定めるもののほか、新潟県自治会館（以下「会館」という。）の防火・防災管理について必要な事項を定めるものとする。	第１条　この規程は、新潟県自治会館の防災体制を確立し、生命財産を火災等から保護するため、別に定めるものを除くほか、防火管理等について必要な事項を定めるものとする。
（用語の意義）	（用語の意義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
	⑴　会館　新潟県自治会館（附属施設を含む。）をいう。
⑴・⑵　（略）	⑵・⑶　（略）

⑶　防火・防災管理者　消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条に規定する防火管理者及び同法第36条に規定する防災管理者をいう。	⑷　防火管理者　消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条に規定する防火管理者をいう。
⑷　（略）	⑸　（略）
	⑹　火災等　火災、風水害、地震等による災害をいう。
（防火・防災管理者） 第３条　館内総括責任者は、防火・防災管理について徹底を期するため、防火・防災管理者を置くものとする。	（防火管理者） 第３条　館内総括責任者は、火災の予防について常にその徹底を期するため、防火管理者を置くものとする。
２　防火・防災管理者は、館内総括責任者の命を受け、消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気使用又は取扱いに関する監督その他防火・防災管理上必要な業務を行わなければならない。	２　防火管理者は、館内総括責任者の命を受け、消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気使用又は取扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。
（防火・防災責任者） 第４条　防火・防災管理者は、会館の防火・防災管理の完全なる実施を図るため各館内団体に防火・防災責任者を置くものとする。	（防火責任者） 第４条　防火管理者は、会館の火災予防の完全なる実施を図るため各館内団体に防火責任者を置くものとする。
（防火・防災委員会） 第５条　館内総括責任者は、防火・防災管理に関する体制の整備及び運用に関する基本方針を検討するため、防火・防災委員会を置くものとする。	（防火委員会） 第５条　館内総括責任者は、防火管理に関する体制の整備及び運用に関する基本方針を検討するため、防火委員会を置くものとする。
（自衛消防隊の編成） 第６条　防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害の発生時において被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成するものとする。	（自衛消防隊の編成） 第６条　防火管理者は、火災等の発生時において被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成するものとする。
（訓練） 第７条　防火・防災管理者は、年１回以上自衛消防隊の消火、通報及び避難についての訓練を行わなければならない。	（訓練） 第７条　防火管理者は、年１回以上自衛消防隊の消火、通報及び避難についての訓練を行わなければならない。
（点検、検査基準） 第９条　防火・防災管理者は、消防用設備等	（点検、検査基準） 第９条　防火管理者は、消防用設備等の点検

の点検及び検査を次により行わなければならない。	及び検査を次により行わなければならない。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
（火気使用承認）	（火気使用承認）
第10条　会館において火気を使用しようとする者は、館内総括責任者の承認を得なければならない。この場合において館内総括責任者は、防火・防災管理者の意見を聴かなければならない。	第10条　会館において火気を使用しようとする者は、館内総括責任者の承認を得なければならない。この場合において館内総括責任者は、防火管理者の意見を聴かなければならない。
（火気の使用制限及び警報の伝達）	（火気の使用制限及び警報の伝達）
第11条　防火・防災管理者は、火災警報の発令その他の事情により会館において、火災発生の危険を認めたときは、すみやかに館内総括責任者の承認を得て、その旨会館内全般に伝達し、火気使用の中止、危険な場所への立入禁止等を命ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、館内総括責任者の承認を必要としない。	第11条　防火管理者は、火災警報の発令その他の事情により会館において、火災発生の危険を認めたときは、すみやかに館内総括責任者の承認を得て、その旨会館内全般に伝達し、火気使用の中止、危険な場所への立入禁止等を命ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、館内総括責任者の承認を必要としない。
（危険物等の取締）	（危険物等の取締）
第12条　館内総括責任者は、会館において危険物等の搬出又は搬入が行われる場合においては、防火・防災管理者を立ち合わせ、当該搬出又は搬入をする者をして危険物等の安全かつ適正な取扱いをさせなければならない。	第12条　館内総括責任者は、会館において危険物等の搬出又は搬入が行われる場合においては、防火管理者を立ち合わせ、当該搬出又は搬入をする者をして危険物等の安全かつ適正な取扱いをさせなければならない。
（他機関との連絡）	（他機関との連絡）
第13条　防火・防災管理者は、常に会館の所在する地域の消防機関との連絡を密にし、防火・防災管理の適正を期するよう努めなければならない。	第13条　防火管理者は、常に会館の所在する地域の消防機関との連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。
（被害状況の報告）	（被害状況の報告）
第14条　館内総括責任者は、会館において火災、地震その他の災害が発生したときは、その原因、行った措置及び被害の状況について、直ちに管理者に報告しなければならない。	第14条　館内総括責任者は、会館において火災等が発生したときは、その原因、行った措置及び被害の状況について、直ちに管理者に報告しなければならない。
（記録）	（記録）
第15条　防火・防災管理者は、会館における防火・防災管理のため、消防用設備等の点	第15条　防火管理者は、会館における防火管理のため、消防用設備等の点検及び検査の

検及び検査の結果、消火、通報及び避難についての訓練状況等必要な事項を記録しておくものとする。	結果並びに消火訓練及び避難訓練の状況その他必要な事項を記録しておくものとする。
（委任）	（委任）
第16条　この規程に定めるもののほか、防火・防災管理に関し必要な事項は、館内総括責任者が別に定める。	第16条　この規程に定めるもののほか、防火管理に関し必要な事項は、館内総括責任者が別に定める。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

公　平　委　員　会　規　則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成30年3月30日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長　高　杉　幹　夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第1号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）

改正後

7　五泉市

機　　関	職
（略）	
教育委員会事務局	課　長
	（略）
（略）	
公　民　館	（略）
青少年育成センター	（略）
（略）	

12　胎内市

機　　関	職
（略）	
長　部　局	（略）
	福祉事務所長 総務課の人事係長、庶務係

改正前

7　五泉市

機　　関	職
（略）	
教育委員会事務局	教育長、課長
	（略）
（略）	
公　民　館	（略）
勤労青少年ホーム	館　長
青少年育成センター	（略）
（略）	

12　胎内市

機　　関	職
（略）	
長　部　局	（略）
	福祉事務所長 総務課の庶務係長、法制係

	長、法制係長及び秘書係長並びに人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）及び職員団体担当の職員並びに秘書係の秘書担当の職員 財政課の財政係長		長及び人事係長並びに人事係の人事、給与又は服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）、職員団体担当の職員及び秘書室の秘書担当の職員 財政課の財政係長
	（略）		（略）
教育委員会事務局	（略） 学校教育課の管理指導主事及び指導主事	教育委員会事務局	（略）
選挙管理委員会事務局	（略）	選挙管理委員会事務局	（略）
（略）		（略）	

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 30 年３月 30 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長　高　杉　幹　夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第２号

新潟県市町村総合事務組合職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の退職管理に関する規則（平成 28 年公平委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟県市町村総合事務組合関係市町村等職員の退職管理に関する公平委員会規則

別記様式中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に、

「生年月日（年齢）
昭・平　　年　　月　　日生（　　歳）」を「生年月日（年齢）
年　　月　　日生（　　歳）」に、

「要求又は依頼が行われた日時
平成　　年　　月　　日　　時」を「要求又は依頼が行われた日時
年　　月　　日　　時」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。